

企画競争説明書

(QCBS方式-ランプサム型)

業 務 名 称 : モザンビーク国ナカラ市土壌侵食対策強化計画
準備調査 (QCBS - ランプサム型)

調達管理番号 : 23a00993

【内容構成】

第 1 章 企画競争の手続き

第 2 章 特記仕様書案

第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第 2 章「特記仕様書案」、第 3 章 2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「第 3 章 4. (2) 上限額 について」に示した上限額を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

調達・派遣改革の各種施策が導入された2023年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024 年 3 月 27 日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第 1 章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2024 年 3 月 27 日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：モザンビーク国ナカラ市土壌侵食対策強化計画準備調査（QCBS-ランプサム型）

(2) 業務内容：「第 2 章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。

（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2024 年 6 月 ～ 2025 年 6 月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。ただし、分割提案においても、原則、次期契約時に単価の見直しは致しません。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が 12 ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については 1 年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第 1 回（契約締結後）：契約金額の 36%を限度とする。

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

2) 第2回（契約締結後13ヵ月以降）：契約金額の4%を限度とする。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Enkhbat.Khulan@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

地球環境部防災グループ防災第一チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2024年4月2日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2024年4月10日 12時
3	質問への回答 4月3日12時までの受領分	第1回 回答日 2024年4月8日
4	質問への回答	第2回（最終）回答日 2024年4月15日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
6	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2024年4月19日 12時
7	プレゼンテーション	行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
9	見積書の開封	2024年5月15日 11時
10	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日以内
11	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (申込先： https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE) ※2023年7月公示から変更となりました。

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2023年10月)」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

提供資料：

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

（1）質問提出期限

- 1) 提出期限：上記 4. （3）参照
- 2) 提出先：上記 4. （1）選定手続き窓口宛
CC: 担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール
 - ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
 - ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注 1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注 2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注 3) 質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

（2）回答方法

上記 4. （3）日程のとおり、原則 2 回に分けて以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

8. プロポーザル等の提出

（1）提出期限：上記 4. （3）参照

（2）提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023 年 3 月 24 日版）」をご参照ください。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

1) プロポーザル

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記4.（3）にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記4.（3）日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4.（3）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

なお、別見積については、「第3章4（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）及び別提案書

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書

〔例：2〇a00123_〇〇株式会社_見積書〕

- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「2〇a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書及び別提案書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイト（[URL:https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html](https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html)）をご確認ください。
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

9. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点90点、価格評価点10点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023年10月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります）。

なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点について

評価で 60 点上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されます。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、**一律 2 点の加点（若手育成加点）**を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

①（価格評価点）＝最低見積価格＝100 点

②（価格評価点）＝最低見積価格／（それ以外の者の価格）×100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第 3 章 4.（2）に示す上限額の 80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の 80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の 80%下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100 点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8）/N×100 点

* 最も安価ではない見積額でも上限額の 80%未満の場合は、上限額の 80%を N として計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 90：10 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.9＋（価格評価点）×0.1

（3）見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記 4.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10%算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

11. 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- (1) 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、JICA が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
- (2) 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社
の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力
準備調査）の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設
計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び生産物の調達から排除され
ます。

12. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。2023 年 11

月から 2024 年 1 月に公示した案件を対象として試行的に実施していましたが、4 月末まで期間を延長します。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

1. 企画・提案に関する留意点

- プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。
- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づく業務を行うにあたっての、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。
- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。また、応募者がプロポーザルの中で行った提案について特筆すべき箇所があれば、その記述箇所を、発注者が指定した項目とは分けてリストに記載ください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ①特殊傭人費（一般業務費）での傭上（主に個人）
 - ②直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）
 - ③共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「5. 競争参加資格」参照）
- 再委託することにより業務の効率・精度・質等が向上すると考えられる場合は、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合は、理由を付してプロポーザルにて提案してください。
- プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書（案）に加えて、第3章に示す関連資料を参照してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、応募者の知見と経験に基づき、第3章 1. (2) 「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書(案)を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書(案)での該当条項
1	業務全体を通した効率的・効果的な調査による調査期間短縮方法の提案	第3条(3)、第4条(6)
2	限られた根拠データを用いた施設設計の検討方法	第3条(11)、(15)
3	効果的な砂防堰堤および護岸の設置地点及び工法の選定手順・設計方針	第3条(6)、(15)
4	本邦企業の優位性の担保の方法(材料、施工、維持管理アドバイス)	第4条(11)、(12)
5	自然状況調査の細目(調査項目、調査内容、調査方法、仕様、数量等)	第4条(8)

【2】 特記仕様書(案)

(契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。)

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される業務を遂行し、調査の中で特定された事業(以下「本事業」という。)を無償資金協力として実施する必要性や妥当性を精査するとともに、適切な概略設計・事業計画を策定し、概略事業費の積算を行うことを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙1「2. 事業の背景と必要性」に記載のとおり。

第3条 実施方針及び留意事項

(1) 無償資金協力事業の検討資料としての位置づけ

- 本業務の成果は、本事業を対象とする無償資金協力事業の検討資料として用いられる。このため、事業内容の計画策定については、調査過程で随時十分発注者と協議し、承認を得ること。
- 報告書や各種資料の作成に当たっては、発注者が提示する資料等に基づいたものとする。
- 本業務で検討・策定した事項が相手国政府・実施機関への一方的な提案とならないよう、相手国政府・実施機関と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とすること。
- 本事業の本邦での検討過程において、事業内容が本業務の結果とは一部異なる結論となる可能性があるため、相手国関係者に本業務の調査結果がそのまま無償資金協力事業として決定されとの誤解を与えないよう留意すること。

（２） 参考資料

- 共通仕様書第 9 条に示す以外で、本業務で参考とする資料を以下に示す。

① 公開資料

（ア）設計・積算にかかるガイドライン等（以下「設計・積算にかかるガイドライン等」という。）

- 協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）
- 同「補完編（土木分野）」（2023 年 4 月）
- 同「機材編」（2023 年 4 月）
- 施設・機材等調達方式（現地企業活用型）に係る概略事業費積算マニュアル（改訂版）（2021 年 4 月）

（イ）環境社会配慮ガイドライン（以下「JICA 環境社会ガイドライン」という。）

- 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022 年 1 月）

（ウ）気候変動対策ツール（以下「気候変動対策ツール」という。）

- 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：適応策 Adaptation）

（エ）その他

- JICA 不正腐敗防止ガイダンス
- 無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン
- コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン（2022 年 10 月）
- コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2022 年 10 月）
- ソフトコンポーネント・ガイドライン
- ODA 建設工事安全管理ガイダンス（以下「安全管理ガイダンス」という。）

- 資金協力事業 開発課題別の指標例（以下「開発課題別の指標例」という。）
- 進捗報告・Project Monitoring Report (PMR)
- JICA グローバルアジェンダ（課題別事業戦略）

（３）計画策定のプロセス¹

- 本業務では、設計・積算方針会議前の現地調査、および同会議を受けた概略設計協議に関する現地調査を実施する。
- 本業務では、設計・積算方針会議前の現地調査を段階的に実施する。各現地調査の構成は以下のとおりと考える。特に、本業務については、下記（１２）に記載のとおり、当該地域の発生メカニズムの不明瞭さ、日本国内において本事業が対象とする類似事例も想定されないことから、通常とは異なり、契約締結直後、業務計画書（案）の精査を行うために第０次現地調査を１週間程度行うことを可とする。
- なお、各回現地調査については、JICA 本部からも調査団員が１週間程度ずつ参加する想定である。効率的・効果的な調査をするため、より最適と考える現地調査回数や渡航団員構成等について代案がある場合、提案を行うことを可とする。

（ア）第０次現地調査

業務計画書（案）の精度を高めるために必要な現地調査・協議を行う。
また、今後、概略設計に必要な現地再委託に係る準備・作業を行う。

（イ）第１次現地調査

第０次現地調査で収集した情報を基に作成した業務計画書（案）及びインセプション・レポート（案）を相手国実施機関に説明の上、調査計画・内容について合意を得る。帰国後の概略設計、概略事業費積算を行うために、施設配置計画（案）、施設施工計画（案）及び概略設計方針（案）についても先方政府の基本的了解を得る。

（ウ）第２次現地調査

国内における概略事業費の積算審査等を経て、準備調査報告書（案）を先方政府に説明・協議し、先方政府の基本的了解を得る。

- 以下の段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、関係者と議論して内容を検討する。

（ア）第０次現地調査派遣前

既存資料等の分析を踏まえ、第０次現地調査内容の検討をする。

¹ プロポーザルにて提案を求める事項１：当該国の体制に鑑み、観測データも不十分である中、設計・積算に足る調査をどのように行うかについて検討する必要があるため。雨季の時期や調査期間の関係等に鑑み、多角的な提案を行っていただきたいと考えています。

(イ) 第1次現地調査派遣前

第0次現地調査結果を踏まえ、第1次現地調査以降の現地調査の計画等につき、業務計画書（案）及びインセプション・レポート（案）として取りまとめ、方針を検討する。

(ウ) 第1次現地調査帰国時

現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、概略設計を検討する。

(エ) 第2次現地調査派遣前

計画の内容を取りまとめた「協力準備調査報告書（案）」に基づき計画内容を検討する。

(4) 発注者への事前説明

- 説明資料等の中間的な進捗を含む本業務成果について、相手国政府実施機関等に提示する場合、発注者に事前に説明し、その内容についてすり合わせること。
- 相手国政府実施機関との間で調査方針等について意見相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかに発注者に報告し、対応方針について指示を受けること。
- 発注者と打合せ後、受注者は対応方針等を取りまとめ、発注者の確認を取ること（必要に応じて打合簿を作成すること）。

(5) 関連調査等から得られる情報のレビュー及び活用

- 既存データを最大限活用することとする。既存データが存在しないまたは既存データでは十分な情報が得られない際に該当する業務を行うこと。
- 業務に先立って以下に列挙する先行調査・既存事業が実施されているところ、かかる調査・事業から得られる情報を最大限に活用し、重複がないよう効率的な調査を行うこと。現時点で想定する先行調査は以下のとおり。
 - ① モザンビーク防災セクターに係る情報収集・確認調査（2012年）
 - ② 南部アフリカ地域防災プロジェクト研究（2021年1月～2022年3月）
- 他ドナーの調査や支援実績についても情報収集し、最大限活用すること。
- 上記も含めて類似事業の設計及び施工時の課題、問題点、及び解決方法等について確認し、調査の効率化に努める。また、類似事業の教訓も踏まえて、事業完了後の実施体制について検討すること。類似事業については、別紙1「5. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用」を参照。

（６） 本業務における地理的な対象範囲²

本業務における自然条件調査・社会条件調査・事業実施スケジュール・環境社会配慮等の検討においては、事業対象となる構造物等を建設・設置する場所のみならず、本事業を実施するに当たって必要かつ実施機関等相手国側により提供されるべき用地についても考慮に含まれることに留意すること。環境社会配慮については、建設用地・相手国側から提供される用地のみならず、事業による環境社会影響が及ぶ地域も調査対象となることに留意すること。

- 工事用ヤード、工事用道路等の関連インフラ等

（７） 環境社会配慮

- 本業務においては、相手国政府・実施機関の定める環境社会配慮に係る法令・許認可手続きや基準等について、JICA 環境社会ガイドライン上遵守が求められるものと大きな乖離がないことを検証する。
- カテゴリ分類及びその根拠は、別紙 1 の別紙を参照。

（８） クラスター事業戦略での本件の位置付け

本事業は、発注者の進める JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）³「防災・復興を通じた災害リスク削減」の「事前防災投資実現」に資するものとして位置づけられる。このことから、本事業サイトにおいて、公共事業として実施すべきである根本的な災害リスク削減のための事前防災投資に貢献する案件とする必要がある。よって、本事業では、実施機関であるナカラ市役所の立ち位置を考慮し、実施機関として防御すべきと考える資産を明確にすることが必要（詳細は下記（１１）のとおり）。

（９） 相手国関係機関の調整

本業務では別紙 1 に記載の事業実施体制以外の機関との特筆すべき調整事項はない。

（１０） 調査手法、調査項目

本特記仕様書は、これまでに判明した事実及び現地から入手した情報を基に作成したものである。コンサルタントは、より効率的かつ効果的な調査手法等を検討の上、プロポーザルに記載すること。特に、下に続く（１１）を鑑みた調査手法・項目とすること。なお、本特記仕様書案に記載している事項以外にコンサルタントが必要と判断する

² プロポーザルにて提案を求める事項 3：防御すべき資産は何であるかと考えるかを提案書内で記した上で、有限の事業概算額の中で、最大限の効果を発揮するためには、どのように堰堤及び護岸の設置箇所及び工法を考えていくかという手順を多角的に分析の上、それらの設計方針についても提案いただきたいと思います。

³ 保健医療、紛争、気候変動等、複雑化する開発課題に挑むため、20 の「JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）」を設定し、中でも重点的に取り組む事業のまとまりを「クラスター事業戦略」として、取り組みを強化しています。

調査項目についても、プロポーザルに記載して提案する。

（１１）対象流域の水文データの乏しさと不明瞭な発生メカニズム⁴

モザンビーク気象局（Mozambique National Meteorology Institute。以下「INAM」という。）が設置する雨量計は本事業の対象流域にはなく、近隣に雨量計が設置されている状況である。時間雨量データ有無などデータの内容・質については、本調査で確認することが不可欠である。これまでに、発注者が現地から入手した情報によると、対象流域を含むナカラ市の降雨日数は年に数日～15日程度で、うち40～50mm/h程度の豪雨（降雨継続時間は2時間以内）が数日発生することをナカラ市役所担当者から聞いている（INAMの観測データは未確認）。また、40mm/hを越す場合、土壌流出が極端に発生するとの由である。

また、これら降雨により生じる土壌流出の発生機構についても本調査を通じて、分析する必要がある。2015年前後から当該土壌流出は顕著になったと推察されるが、実施機関等による水文観測等の蓄積はなく、また動画や画像などの記録も限定的であることから、実際の雨季にどのように土壌流出が発生しているのかについての科学的根拠が乏しいのが実態であり、どこをどのように土壌が水とともに流出していくのかなど発生メカニズムについては議論の余地が残る。そのため、本業務では、極めて限られた根拠データの中で現象を推定し、砂防施設の設計に足る検討が欠かせない。さらには、本業務では業務開始が乾季になることを想定している点も留意が必要である。

これらを踏まえ、特に設計時の考え方及び方法並びに調査計画については詳細にプロポーザルにて提案することとする。

（１２）既存排水施設の活用

本業務では、既存排水施設の活用も視野に入れた検討をする必要がある。別紙１の別添の地図に示すモコニ流域に設置する沈砂池に流入する雨水は、海まで埋設されている排水管を流れ、放流される。しかし、実施機関担当者からの聞き取りによると、勾配が急な箇所であるために流速は速いものの、排水管の部分的な詰まりや流下能力不足等が原因となり、降雨時にはマンホールから水が噴き出しており、その映像・画像も存在している。なお、トリアングロ流域についても流域末端部には海までの排水路が設置されている。

⁴ プロポーザルにて提案を求める事項２：限られたデータを用いて如何に施設設計を検討するか、またそれに必要なデータを如何に収集するかを提案いただきたいです。

（１３） 本事業で守るべきもの

本業務では、土壌流出のリスクに常に晒されているナカラの合法居住者やナカラ市内道路の防御を一義的に考えることとする。当該現象は2015年以降に顕在化したと推察される。災害リスク削減という概念については、「新しいリスクを創出しない」及び「既存のリスクを削減する」を通じて実現されると考えられる。この災害リスク削減の概念に基づき、ナカラ市役所が公共事業として実施することの妥当性に軸足を置き、本業務では防御すべき対象を明確にしていく。また、その過程で、本業務によって行われる構造物対策による効果及び限界については明示し、実施機関や利害関係者と意思疎通を図ることとする。

（１４） 現地の地質的状況と本事業の有効性

上記（１５）にも示したとおり、本業務によって行われる構造物対策による効果及び限界を明示し、実施機関や利害関係者と意思疎通を図ることが肝要である。その一つとして、本事業が対象としない別流域に潜在するリスクが挙げられる。ナカラ市内の地質は、粘性度が低く、径が均一な砂質土で構成されており、既に本業務が対象とする2つの流域以外にも、ワジがいくつも存在している。本事業では、特に住民に大きな影響を与えているエリアを対象とすることを想定しているが、本事業で砂防施設を設置することにより災害リスクの削減が期待できる一方、このような地質であることにより、将来的にも選択的に別の流域でワジの形成は続く可能性があることを理解する必要がある。本事業はあくまでも対象流域に対して検討するものであり、それ以外の周辺流域についてはリスクが潜在していることを実施機関及び利害関係者に明示し、本業務で検討する計画について議論を行う必要がある。

（１５） 砂防施設の基本構成^{5,6}

本事業で設置予定の砂防施設の構成は以下のとおりを想定しているが、前記（１１）から（１４）までに記載の懸念点には最大限考慮し、コスト、維持管理等の観点から最も適した施設の選定及び施設計画を検討することとする。また、本事業が対象とする総河川長は両流域合計約3kmだが、対象とする護岸の区間は片岸のみで左記よりも短くなる想定である点留意する。

モコニ流域

砂防堰堤（堤長約20m以下）、貯水池兼貯砂池（約24千m³）、護岸（10km以下）等

⁵ プロポーザルにて提案を求める事項2：限られたデータを用いて如何に施設設計を検討するか、またそれに必要なデータを如何に収集するかを提案いただきたいです。

⁶ プロポーザルにて提案を求める事項3：防御すべき資産は何であるかを提案書内で記した上で、有限の事業概算額の中で、最大限の効果を発揮するためには、どのように堰堤及び護岸の設置箇所及び工法を考えていくかという手順を多角的に分析の上、それらの設計方針についても提案いただきたいと考えています。

トリアングロ流域

砂防堰堤（堤長約 20m 以下）、護岸（10km 以下）等

第 4 条 業務の内容

【第 0 次現地調査前準備】

（１） 事業の背景・経緯・目的・内容等の整理

本事業の背景や必要性を整理するために必要な情報収集、分析を行う。

相手国の開発計画、当該セクターの上位計画・関連政策等の上位計画における本事業の位置づけ等、さらに、本事業に関連する我が国及び他ドナーや国際開発援助機関の援助動向、事業内容及び教訓等。

【第 0 次現地調査】

（２） 第 0 次現地調査の説明・協議

第 0 次現地調査について先方政府関係者への説明及び協議において、発注者からの調査団員をサポートする。

（３） 施設計画の方針（案）検討

現地の状況を確認し、JICA 側の見立てである第 3 条（１５）の砂防施設の組み合わせ、規模についての妥当性を検討した上で、最適な砂防施設計画の方針（案）を検討する。

（４） 再委託先への現地測量の発注

上記（３）の方針（案）に基づき、第 1 次現地調査に行う現地測量を再委託先へ発注する。現地測量内容は、第 6 条に記載の項目を想定しているが、具体的な細目（測量項目、測量内容、仕様、数量等）については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。

（５） 第 1 次現地調査以降の方針について説明・協議

調査結果を踏まえ、第 0 次現地調査終了時点での砂防施設計画の方針（案）及びそれに基づくスケジュールについて、JICA と協議をする。その結果を先方政府へ説明・協議をする。

【第1次現地調査前準備】

(6) 業務計画書(案)・インセプション・レポートの作成⁷

第0次現地調査で定まった施設計画の方針(案)に基づき、第1次現地調査以降の業務全体の方針・方法及び作業計画を検討し、共通仕様書第6条に従って業務計画書(案)を作成し、発注者に提出する。また、業務計画書(案)の内容を踏まえて、インセプション・レポート、発表資料、質問票を作成し、発注者に提出して、承諾を得る。

【第1次現地調査】

(7) インセプション・レポートの説明・協議

現地調査の冒頭に、発注者側が派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート(調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等)を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

(8) 自然条件調査⁸

概略設計、施工計画、積算について必要な精度を確保し、また事業により新設・拡張・附帯される施設・設備が自然・社会・生活環境に及ぼす影響を適切に予測し、その影響を回避／最小化しうる設計・施工を検討するため、以下に示すデータの有無、精度等を効率よく収集・確認する。

また、本件については、現地再委託にて実施することを認める(特に以下③、④、⑦)こととし、以下に調査項目の参考を示す。具体的な自然条件調査の細目(調査項目、調査内容、仕様、数量等)については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。現地再委託にあたっては、「コンサルタント契約等における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務に実施・監督方法などについても、可能な範囲でより具体的な提案を行うこと。

上記項目以外に必要なと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案する。なお、これらについては現地に精緻なデータがないことも想定され、その実態を踏まえた提案が望ましいものとする。

① 災害履歴(過去の洪水、土砂流出による経済被害、浸水実績、土砂流出量、河岸侵食実績等)

⁷ プロポーザルにて提案を求める事項1: 当該国の体制に鑑み、観測データも不十分である中、設計・積算に足る調査をどのように行うかについて検討する必要があるため、雨季の時期や調査期間の関係等に鑑み、多角的な提案を行っていただきたいと考えています。

⁸ プロポーザルにて提案を求める事項5: 当該国の体制に鑑み、観測データも不十分である中、設計・積算に足る調査をどのように行うかについて検討する必要があるため、雨季の時期や調査期間の関係等に鑑み、多角的な提案を行っていただきたいと考えています。

- ② 水理・水文（降雨観測データ、土砂流出量（洪水流出土砂量、1年間流出土砂量等）等）
- ③ 河川流域特性（河道断面、河道平面形、河道特性、河川勾配等）
- ④ 地形・地盤高（衛星画像、数値地図（DEM データ等）、マンホール部地盤高、水準原点等）
- ⑤ 土地利用状況（都市計画図、国土基本図、道路台帳、住宅地図、用途地域図等）等）
- ⑥ 地形・地質（地形図、柱状図等）
- ⑦ その他必要なデータ

（９） サイト状況調査

設計・施工計画、あるいは設置・維持管理計画の検討に必要な条件を把握するため、対象サイトの周辺状況に関する調査を行う（資機材の整備状況に関する調査を行う）。

① 既存機材状況調査

既存機材の稼動状況、故障の規模、利用状況、維持管理体制、機材メンテナンス費用、運用状況等（「ナカラ市役所の保有する排砂用機材等を想定しているが、その他にも砂防施設の維持管理に関連する機材があれば調査対象とする。）

② 砂防施設設置予定場所状況調査

設置予定場所の広さ、電力（停電対策含む）、設置予定場所までのアクセス、資機材等搬入可能な道路幅、建設資材置き場（工事用ヤード）の広さ等

③ 支障物件

建設用地及び工事影響範囲にある上下水道、電気、電話回線、ガス、下水道等

（１０） 環境社会配慮にかかる調査

本業務では以下の対応を行う。

① 初期環境調査

（ア） 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2022 年 1 月公布）（以下、「JICA 環境社会ガイドライン」という。）に基づき、初期環境調査（Initial Environmental Examination）として、環境社会配慮面も含めた代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2023 年 5 月）」に基づくこととする。また、モザンビーク国等（関係官庁・機関）と協議の上、調査結果を整理する形で、「JICA 環境社会ガイドライン」＜参考資料＞の環境チェックリスト案を作成する。

（イ） 環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。 住民移転等の環境カテゴリの変更に影響を与える調査項目に関しては、可能な限り早めに調査を行い、カ

テゴリ変更が必要な場合は、速やかに JICA 側と協議する。

1) モザンビーク国の環境社会配慮制度・組織の確認

- (a) 環境社会配慮（環境アセスメント、情報公開等）に関連する法令や基準等
- (b) 「JICA 環境社会ガイドライン」との乖離及びその解消方法
- (c) 関係機関の役割

2) スコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること）の実施

3) ベースラインとなる環境社会の状況の確認（汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済社会状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。）

4) 影響の予測

5) 影響の評価及び代替案の比較検討

6) 緩和策（回避・最小化・軽減・緩和・代償）の検討

7) 環境管理計画（案）・モニタリング計画（実施体制、方法、費用、モニタリングフォームなど）（案）の作成

8) 予算、財源、実施体制の明確化

9) ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。「JICA 環境社会ガイドライン」別紙 5 を参照のこと。）

10) プロジェクトから直接排出される温室効果ガス排出量が年間 25,000CO₂ 換算トン以上の場合供用段階における排出量推計

11) モザンビーク国法制度上、環境アセスメント報告書の作成が求められる場合は、上記の調査結果に基づき環境アセスメント報告書（案）を作成する。

② 住民移転計画

- (ア) 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2022 年 1 月公布）（以下、「JICA 環境社会ガイドライン」という）、世界銀行 ESS 5 及び相手国政府の住民移転計画に関するガイドラインに基づき、住民移転計画案（英語及びポルトガル語）の作成を行う。住民移転計画案には、世界銀行 ESS 5 Annex 1 に記載ある内容及び以下 1)～11)を含めることとする。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行 ESS 5 の Guidance Note for Borrowers や世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、作成に際し、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2023 年 5 月）」を参考にし、本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場

合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、「JICA 環境社会ガイドライン」と乖離がある場合、その解消策を提案する。なお、本業務については、現地の事情に精通していることが必須であるため現地再委託や現地傭人にて実施することを認める。

1) 住民移転に係る法的枠組みの分析

- (a) 用地取得や住民移転に係る相手国等の法制度と「JICA 環境社会ガイドライン」の乖離を分析し、その乖離を埋めるために必要な対応策を提案する。特に、補償や生活再建対策の受給権者要件、補償基準の公開、補償金の算定方法、合意される個別補償内容の文書化や対象者への説明・閲覧要件、補償金の支払い時期、生活再建対策、苦情処理手続きに関する乖離については必ず確認する。

2) 住民移転の必要性の記載

- (a) 事業概要、事業対象地、用地取得・住民移転（所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む）・樹木や作物の伐採等が生じる事業コンポーネントを記載する。また、用地取得及び住民移転を回避・最小化させるために検討された初期設計の代替案を記載する。住民移転について、地籍図を基に正規・非正規別の移転規模、移転完了時期、実施機関の責任・役割を整理する。

3) 社会経済調査（人口センサス調査、地籍・財産・用地調査、家計・生活調査）の実施

- (a) 人口センサス調査は、事業による用地取得・住民移転等の対象者を対象に実施し、補償・生活再建対策の受給権者（地主、賃借人、商売人、店舗従業員、非正規占有者を含む）数を確認する。なお、調査開始日にカットオフデートが宣言され、カットオフデート後に流入した住民に対しては補償・生活再建対策の受給権は付与されないものとする。移転先地を提供する場合には、移転住民の移転先地に対する意向調査も併せて行う。
- (b) 地籍・財産・用地調査は、事業対象地の全占有者が所有する資産を対象に実施し、物理的、経済的に影響を受ける資産項目及びその数量、正規・非正規の別を確認する。人口センサス調査と同時に実施することが望ましい。
- (c) 家計・生活調査は、事業対象地の占有者の最低 20%を対象に実施し、受給権者世帯の標準的特徴、生計・生活水準に関する基礎データ、社会的弱者（特に貧困ライン以下の住民、土地を所有していない住民、老人、女性、子ども、先住民族、少数民族、障害者、マイノリティ、その他当該国の土地収用法でカバーされていない人々を指す）に係る情報を整理する。
- (d) 本業務については現地の事業に精通していることが必須であるため現地再委託や現地傭人にて実施することを認める。

4) 損失資産の補償、生活再建対策の立案

- (a) 損失資産の補償、生活再建対策の受給権者要件（地主、小作人、賃借人、商売人、店舗従業員、非正規占有者を含む）を特定する。
- (b) 土地ベースで生計を立てている受給権者の場合は、金銭補償ではなく、同立地、同生産性を有する代替地の提供を優先し、提供できない場合はその理由を記載する。
- (c) 損失のタイプ、損失の程度、補償・支援の受給権資格者、受給補償内容、責任機関等その他を記載した補償の枠組みを整理したエンタイトルメント・マトリックスを作成する。
- (d) ESS 5 で定義される再取得費用に基づく損失資産の補償手続き及びその手続きに責任を有する機関について記載する。補償手続きの検討にあたっては、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定を目的とした再取得価格調査を必ず実施し、再取得費用と相手国等の法制度に基づく補償水準に乖離があるかを確認する。仮に乖離が確認された場合は、乖離を埋めるために必要な補償金の補填手続き及び責任機関を検討する。なお、物理的な移転を伴う受給権者に対しては、転居費用も併せて提供する。
- (e) 生活・生計への影響については、移転前と比べ、受給権者の生計及び生活水準が改善、少なくとも回復させるための生活再建対策を策定する。生活再建対策は、損失資産補償補填、雇用提供、給与補填、信用供与、職業訓練等の形態をとりえる。ただし、技術的、経済的に実行可能で有ることに加え、受給権者と協議の上で作成される必要がある。

5) 移転先地整備計画の作成

- (a) 必要に応じて取得される土地に比べ潜在的に生産性や立地に優位性がある移転先地を地籍図・土地利用計画図等を基に選定し、住宅や社会基盤（上下水道、区画道路等）の整備計画、社会サービス（学校、医療等）提供計画を作成する。移転先地の選定にあたっては同立地の災害リスクを勘案する。また、移転先地整備に伴う環境アセスメント、緩和策、環境管理計画を作成する。

6) 苦情処理メカニズムの検討

- (a) 事業対象地にある既存の苦情処理メカニズムを活用すべきか、新たに苦情処理メカニズムを構築すべきかについて、容易さ、利便性、信頼性等の観点から比較検討する。選定された苦情処理メカニズムに関し、手続きを担う組織の権限、組織の構成メンバー、苦情の申立方法、処理手順、処理期限、周知方法等を記載する。

7) 実施体制の検討

- (a) 住民移転に責任を有する機関（実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO

等）を特定し、各機関の責務（機関の役割、組織図、部署の役割、スタッフの役割、採用基準、人件費を含む経費等）を記載する。

- (b) 住民移転に責任を有する各機関の組織能力評価を行い、不十分な場合は能力強化策を提案する。原則として整備した移転地の引き渡し後、地方自治体が移転地のインフラや電気・ガス・水道・通信等のメンテナンスの責任を持って行うことについて、実施機関、自治体から承諾を得る。

8) 実施スケジュールの検討

- (a) 補償金や転居に必要な支援（引越手当等）を提供し終え、移転先地のインフラ整備や社会サービス（医療や教育等）の提供準備が整った段階で、物理的な移転を開始するスケジュールとする。

9) 費用と財源の検討

- (a) 補償費、移転先整備費、生活再建対策費、事務費等の住民移転に必要な費用を項目別に概算し、全体の支出スケジュールを作成する。補償費は、再取得価格調査を実施した上で、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定結果に基づき概算する。相手国等の用地取得、住民移転に係る法制度に基づかない費用を確保する必要がある場合は、その財源の確保方法についても検討する。

10) モニタリング・事業終了評価方法の検討

- (a) 実施機関による内部モニタリング体制を検討し、住民移転の進捗監理のために必要なモニタリングフォームを作成する。なお、モニタリングフォームには、住民移転に係るインプット、アウトプット、アウトカム指標を含める。
- (b) 独立機関による外部モニタリング体制を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。
- (c) 住民移転が計画どおり実施されたか確認するために必要な事業終了評価方法を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。

11) 住民参加の確保

- (a) 社会的弱者（女性、子ども、高齢者、貧困層、先住民族、障害者、難民・国内避難民、マイノリティなど社会的に脆弱なグループを含む）や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合

は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。なお、住民協議等に必要な費用は再委託費等を含むこととする。

(イ) 住民移転計画案に基づき、協力準備調査報告書内の環境社会配慮該当箇所を作成する。

(11) 調達事情調査⁹

➤ 本事業実施に必要な資機材、労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、以下を調査する（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等）。

- ① 現地国内及び第三国における輸送状況の調査
- ② 現地国内及び第三国からの調達期間、調達価格、品質の調査
- ③ 第三国を通過する場合を含めた通関手続き、免税手続きの整理
- ④ スペアパーツの入手方法、アフターサービス体制の最新調達事情の調査
- ⑤ 第三国調達の可能性の検討
- ⑥ 調達上の留意事項のとりまとめ
- ⑦ 調達、据付に関する、日本側と相手国側負担事項の区分の明確化
- ⑧ 上記を踏まえた調達方針及び調達計画の策定

(12) 施設、設備、機材計画調査¹⁰

- 既存施設や機材の種類・仕様・数量、使用状況、維持管理状況、今後の整備計画等を調査し、適切な事業規模・対象サイトの選定に必要な検討を実施する。
- 検討結果を施設計画、機材・資材調達計画に反映する。日本製の機材を活用することが品質確保やライフサイクルコスト等の観点から望ましい場合は、積極的に活用することを検討する。

(13) 税金情報の収集・整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか等について詳しく調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金（法人税等）、②個人の所得に課される税金（個人所得税等）、③付加価値税（VAT等）、④資機材の輸入に課される税金や諸費用、⑤その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税（事前免税、事後還付、実施機関負担等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。

^{9,10} プロポーザルにて提案を求める事項4：本邦企業活用と第三国企業活用でのコストや品質等を総合的に鑑みた優先度が検討できる提案をいただきたいです。

また国内においても、過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、OCAJI 等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。

免税情報は現地 JICA 事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で JICA 事務所と協議し、JICA 事務所が有する情報を入手し、情報アップデートを行う。設計・積算前の現地調査終了時には必ず JICA 事務所へ報告する。その際、更新した情報と併せて、先方政府と協議した際の情報（協議相手、内容、連絡先等）も提出する。なお、調査結果については所定の様式（免税情報シート）にまとめ、OD 現地調査終了時までに、JICA 事務所へ提出する。

（１４）相手国負担事項の整理

- 我が国無償資金協力スキームを踏まえ、本事業で協力対象とする範囲と、予定されている相手国側負担事項との責任分担の考え方を現地調査時に相手国側実施機関へ明確に説明する。
- 相手国側負担事項¹¹（用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、道路ユーティリティ（支障物件）の移設、交通規制、環境社会配慮に係る手続き等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁、費用を明確にし、進捗管理表を作成して、その着実な実施を相手国政府・実施機関に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。
- 相手国側負担事項については、相手国側の実情を踏まえつつ実施可能なものとなるよう留意し、調査実施の早期の段階から相手国側及び発注者と十分に調整を重ねた上で検討する。
- 特に、砂防施設設置後の排砂など適切な維持管理及び必要な費用を確保することを実施機関と合意、書面での確約を取り付ける。

（１５）ジェンダー視点に立った調査・計画

本業務では以下の対応を行う。

① 現状調査

- 実施機関における女性の雇用促進や技術者育成等の方針及び実態を調査する。
- 他ドナー実施分も含む類似案件における労働者の女性割合などに関する施策およびその実態を調査する。

② 事業内容への反映の検討

- 実施機関議論を行い、ジェンダー課題やニーズに対応するための設計、施

¹¹ これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国側負担事項として記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に、事業実施時の相手国負担事項の根拠ともなる。なお、この情報は詳細設計時にさらに精査・更新されていくものである。

工、運用時の対応を検討し、導入に努める。

- 設計段階の配慮例：女性のニーズに留意した施設や設備の設置（街灯、歩道、トイレ等の設計における女性の安全性や利便性の確保）。
- 施工・運用段階の配慮例：施工段階での男女間の同一労働同一賃金の確保や女性労働者向けのトイレ等労働環境整備。

③ 運用・効果指標の検討、実施機関の実施支援

- 実施機関と議論を行い、ジェンダー視点に立った設計・仕様・取組を担保するための運用・効果指標を設定する。
- 対象国政府からジェンダー関連資料の提出を求められた際には、実施機関による資料作成や質疑応答の業務支援を行う。

（１６）流出解析

調査・測量にて収集したデータを元に、概略設計方針（案）の策定に必要な洪水流出解析および土砂移動量の推算を行う。

（１７）砂防施設の概略設計方針（案）の策定

調査結果を踏まえ、概略事業費の積算に必要な計画規模や工法、施工箇所及び区間等を示す概略設計方針（案）を発注者と協議し、策定する。その結果を先方政府へ説明・協議をし、基本的な合意を得る。

（１８）基本計画／概略設計図（案）の作成

本業務では以下の対応を行う。

- 概略設計方針（案）に基づき、本事業の基本計画を整理し、これに基づき概略設計図（案）を作成する。概略設計図（案）には、施設／構造物全体の平面計画図／縦断計画図／標準断面図の図面を含める。
- 基本計画の整理にあたり、その検討内容や判断の理由等を整理する。
- 河道の平面形・縦断・横断形については、現状を踏襲するのではなく、安全に洪水と土砂を流すことを想定した適切な形状を検討する。

【解析】

（１９）現地調査結果概要の作成・説明

本業務では以下の対応を行う。

第１次現地調査後、10日以内に現地調査結果概要を作成し、報告会にて説明する。

（２０）設計・積算方針会議での説明

設計・積算方針会議を行いプロジェクトコンポーネント等の概略設計方針（案）を日本国側関係者と協議する。第１次現地調査の結果、設計・積算方針会議で協議した概略設計方針に変更がある場合は、改めて関係者と協議を行う。

（２１）施工計画／施工監理計画の立案

以下の施工計画について検討・作成する。

- ① 施工方針
- ② 施工上の留意事項
- ③ 施工区分（相手国負担工事との区分）
- ④ 品質管理計画
- ⑤ 資機材調達計画（搬入経路、現場間の移動方法含む）
- ⑥ 仮設計画（必要に応じて）
- ⑦ 実施工程
- ⑧ 資材ヤード・建設ヤード、資機材搬入経路等の用地候補に係る検討
- ⑨ 施工期間中の通行の確保・交通安全等への配慮
- ⑩ 施工監理計画
 - 本事業の施工監理計画についても、概略設計と施工計画を踏まえ、コンサルタントが行う施工監理の方針、体制、方法を検討し、取りまとめる。

（２２）事業の維持管理計画の立案

- 本事業での整備対象施設に関する維持管理について、人的リソース・技術力・財政状況などを調査したうえで、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。
- 維持管理業務の実施体制・方法及び事業の維持管理費・更新費用を検討する。

（２３）技術支援計画の検討、計画策定

本業務では以下の対応を行う。

- 本事業で整備する施設／機材の運用維持管理を効率的に行うために必要となるソフトコンポーネント等の技術支援の計画内容を検討する。検討に際しては「ソフトコンポーネント・ガイドライン」に基づき、ソフトコンポーネント計画書を作成し、発注者の承諾を得る。
- ソフトコンポーネント計画の内容について、概略設計時に相手国政府・実施機関と概ね合意を得て議事録に記載する。

（２４）障害配慮に関する検討・計画

本業務では以下の対応を行う。

- 本事業の実施において、障害等に配慮したアクセシビリティの確保や、障害を理由とした差別や排除がなされないような設計・運用に関する提案を行う。
- 実施機関と議論を行い、事業計画内に障害等への配慮する対応を盛り込む。

（２５）気候変動対策案件としての検討

本事業は気候変動対策（適応策）に資する可能性があるため、気候変動対策支援ツール等を参照の上、気候リスク（ハザード、曝露、脆弱性）を評価し、事業内容において適切な適応オプションを検討する。

（２６）施工時の工事安全対策に関する検討

「ODA 建設工事等安全管理ガイダンス」（2014 年 9 月）（以下「安全管理ガイダンス」）の趣旨を踏まえて業務を行う。具体的には、モザンビーク国での最近の既往調査報告書等や JICA 事務所からモザンビーク国での安全対策にかかる情報収集を行い、相手国政府から入手（あるいは相手国政府に確認）すべき工事安全及び労働安全衛生に関する法律・基準を特定した上で現地調査を実施し、調査にて入手・確認した内容を報告書に記載する（もしくは別添資料として調査報告書の添付資料としてまとめる）。

施工計画の策定に際して、工事中の安全確保について、安全管理ガイダンスの安全施工技術指針及び収集したモザンビーク国の工事安全、労働安全衛生に関する法律・基準に留意するとともに、最近の既往調査報告書等によりモザンビーク国の他案件の事例も踏まえた上で必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。また、必要に応じてモザンビーク国で施工経験のある施工業者からのヒアリングも実施する。

なお、施工時の工事安全対策に関する情報は JICA 事務所にて蓄積していくことが望ましいため、現地調査開始時点で JICA 事務所と協議し、相手国政府から入手（あるいは相手国政府に確認）が必要な情報について JICA 事務所に確認・合意する。また、現地調査終了時には必ず JICA 事務所に報告を行う。

（２７）内部照査の実施

本業務では以下の対応を行う。

- ① 概略設計の正確性と品質の確保を目的として、発注者から提供される「内部照査について」に沿って、チェックリスト（サンプル）を参照の上、照査項目を検討し、チェックリスト方式で作成する。内部照査を実施し、結果を発注者に提出し、承諾を得る。
- ② プロポーザルでは照査計画の考え方および照査項目（項目のみでよい）を提案する。

照査計画および照査項目の詳細（主な内容）については、業務計画書に記載の上、発注者に提示する。なお、プロポーザルでは、概略設計と詳細設計における照査の関連性を念頭に置き、詳細設計段階で想定される照査項目についても併せて作成、提案する。

（２８）概略事業費の算出

事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意する。積算に当たっては、設計・積算マニュアルを参照し、積算総括表を作成の上で機構に対しその内容を説明し、確認を得ることとする。

1) 準拠ガイドライン

積算に当たっては、上記マニュアルの補完編を参照する。

2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

（２９）想定される事業リスクの検討

- 事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。
- 事業実施後に想定されるリスクの軽減策については、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。物価高騰などにより、事業費増額した場合の複数のスコープカット案を検討する。

（３０）事業の評価指標の検討

- 事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。
- 有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約３年をめどとした目標年の目標値を設定する。設定の際は資金協力事業の開発課題別指標例を参照する。

（３１）事業概要の本邦企業への説明

本業務では以下の対応を行う。

概略設計協議前に、本事業への応札を検討する本邦企業（OCAJI 等の関連業界団体を含む）に対して事業実施に重要なポイント（事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情、積算の根拠とした工法や仮設、免税項目、相手国負担事業等）を説明する事業説明会¹²を発注者が開催するので、受注者は調査結果の説明を行う等、同説明会の実施を支援する。同説明会において企業から出た質問やコメントに対する対応を発注者と調整し、調査結果に反映させる。

（３２）協力準備実施報告書（案）の作成

第１次現地調査及び国内解析を踏まえ、協力準備調査報告書（案）として取り纏め、内容について発注者とすり合わせる。

【第２次現地調査】

（３３）協力準備調査報告書（案）の説明

本業務では以下の対応を行う。

- 概略事業費を含めた協力準備調査報告書（案）の内容をモザンビーク国政府・実施機関等に説明する。
- モザンビーク国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・検討する（特に、事業実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮等）。
- 協力準備調査報告書は、調査後速やかに概略事業費の記載を除く内容、本事業に関する業者契約認証後には概略事業費を含む全内容を公表することを、モザンビーク国政府・実施機関等に説明する。

【整理業務】

（３４）準備調査報告書の作成

- 相手国政府・実施機関等への協力準備調査報告書（案）の説明を踏まえ、協力準備調査報告書を完成させる。
- 本業務完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として協力準備調査報告書（先行公開版）¹³も作成する。

第５条 成果品

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等及び数量（部数）は次表のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。最終成果品の提出期限は履

¹² 事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情、積算の根拠とした工法や仮設、免税項目、相手国負担事業等。

¹³ 協力準備調査報告書には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。

行期間の末日とする。なお、数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、相手国実施機関との面談等に必要な部数は別途受注者が用意する。

- 本業務を通じて収集した資料および調査データは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは相手国実施機関等の第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書（案）	第0次現地調査後 10日以内	日本語	電子データ	1部
インセプション・レポート（案）	第1次現地調査前	日本語	電子データ	1部
		葡語	電子データ	1部
インセプション・レポート（環境社会配慮部分）※記載内容は（5）を参照。	第1次現地調査前	日本語	電子データ	1部
		葡語	電子データ	1部
第1次現地調査結果概要	第1次現地調査後10日以内	日本語	電子データ	1部
インテリム・レポート（環境社会配慮部分）※記載内容は（5）を参照。	設計積算方針会議前	日本語	電子データ	1部
ドラフト・ファイナル・レポート（環境社会配慮部分）※記載内容は（5）を参照。	第2次現地調査の2ヶ月前	日本語	電子データ	1部
協力準備調査報告書（案）	解析後	日本語	電子データ	1部
		葡語	電子データ	1部
照査チェックリスト	第2次現地調査前	日本語	電子データ	1部
免税情報シート	第2次現地調査後	日本語	電子データ	1部
概略事業費積算内訳書	第2次現地調査後	日本語	電子データ	1部
機材仕様書	第2次現地調査後	日本語	電子データ	1部

		葡語	電子データ	1 部
進捗報告書（Project Monitoring Report（PMR））の初版	第 2 次現地調査後	日本語	電子データ	1 部
概要資料	第 2 次現地調査後	日本語	電子データ	1 部
協力準備調査報告書（先行公開版）	契約履行期限末日	日本語	CD-ROM	1 部
		葡語	CD-ROM	1 部
協力準備調査報告書（最終成果品）	契約履行期限末日	日本語	CD-ROM	1 部
		日本語	製本	4 部
		葡語	CD-ROM	1 部
		葡語	製本	1 部
デジタル画像集	契約履行期限末日	日本語	電子データ	1 部

記載内容は以下のとおり。

（１）業務計画書（案）

- 共通仕様書第 6 条に記された内容 他

（２）インセプション・レポート（案）・現地調査結果概要・協力準備調査報告書（案）、概略事業費積算内訳書、デジタル画像集、免税情報シート、協力準備調査報告書

- 「無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン」に示された内容他

（３）概略事業費積算内訳書・機材仕様書

- 設計・積算にかかるガイドライン等に示された内容

（４）照査チェックリスト

- 「内部照査について」に示された内容

（５）環境社会配慮に関する資料

① インセプション・レポート（環境社会配慮部分）

第 4 条「業務の内容」（１０）「環境社会配慮にかかる調査」①「初期環境調査」、②「住民移転計画」に係る調査方針を記載し、環境チェックリスト（案）の様式を用いて要約すること。

② インテリム・レポート（環境社会配慮部分）

第 4 条「業務の内容」（１０）「環境社会配慮にかかる調査」①「初期環境調査」、②「住民移転計画」の暫定結果を環境チェックリスト（案）様式を用い

て、要約したものをインテリム・レポートとして提出する。提出時期は、第1次現地調査～設計方針会議前。

③ ドラフト・ファイナル・レポート（環境社会配慮部分）

調査結果の全体成果（要約を含む）をドラフト・ファイナル・レポートとして提出する。提出時期は、案件計画調書②の決定1～2か月前。

④ ファイナル・レポート（先行公開版）

国際協力機構環境社会配慮ガイドラインでは、最終報告書完成後速やかにウェブサイトで情報公開することが求められている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために事業費等を記載しない報告書として協力準備調査最終報告書を作成し、ファイナル・レポートとする。

第6条 再委託

本業務では、以下の業務について、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	地形測量	河川縦横断測量、航空測量（航空機もしくはドローン）	一式	定額見積
2	地質調査	ボーリング調査	一式	定額見積
3	環境社会配慮調査	第4条（10）参照	一式	定額見積

第7条 機材の調達

本業務では、以下の対応を行う。

- 業務遂行上必要な機材については、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に則り適切な調達及び管理等を行う。
- 本邦から携行する受注者の所有機材のうち、受注者が本邦に持ち帰らない機材であって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、受注者が必要な手続きを行う。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名：モザンビーク共和国
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：ナンブラ州ナカラ市（人口 29 万人）
- (3) 案件名：ナカラ市土壌侵食対策強化計画（The Project for Soil Erosion Measures Reinforcement in Nacala City）
- (4) 事業の要約：ナンブラ州ナカラ市内 2 地区（モコニ流域、トリアングロ流域）において、砂防施設を整備するもの。

2. 事業の背景と必要性

- (1) 当該国における防災セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

モザンビーク共和国（以下「モザンビーク」という。）はサイクロンの通過により、自然災害の中で洪水が最も発生頻度が高く、2000年から2018年の間に死者が1,403人に至っている（全災害による死者の87%）（EM-DAT、2023年）。特に、インド洋沿岸部に位置するナカラ市はサイクロン被害が多く、気候変動による降雨強度の増加が顕著である。同市では粘性の低い風化した砂質土から成る斜面に市街地が形成されているが、排水設備等のインフラ整備不足や適切な排水を妨げる無秩序な開発も影響し、降雨強度が高い時には市街地等に土砂が流出する。

同市はナカラ回廊の起点となるナカラ港を擁し、同回廊の運用に重要な近隣の州や国へ通じる幹線道路等のインフラが多く、今後も同回廊を支える主要都市としての発展が期待されている。しかし、近年、サイクロンに伴う土砂災害により幹線道路やナカラ港などの経済インフラへの被害が生じており、今後は、災害リスク削減を重視した同市の開発が不可欠である。ナカラ市では、同市内41地区のうち14地区の約8.3万人が土砂災害リスクの高いエリアに居住する（ナカラ市Structure計画、2010年）。特に隣接するカーボデルガード州の治安悪化を受け、同市に流入する国内避難民（IDPs）も近年増加し（2022年6月時点で約5.8千人）（IOM、2022年）、高リスク地域に居住する者も多い。よって、同市住民の安全な居住環境及び経済活動を維持するために、土砂流出の抑制や防止等のための砂防堰堤や流出土砂を貯留する貯水池／貯砂池の建設等、土砂災害対策の強化が喫緊の課題となっている。

モザンビーク政府は災害リスク削減の必要性を認識し、2012年に「気候変動適応及び緩和国家戦略（2013-2025）」、2017年に「災害リスク削減マスタープラン（2017-2030年）」を策定している。また、「政府5カ年計画（2020-2024）」においても災害対策を優先事項とし、災害による人的・経済的損害の削減に向けてインフラの強靱化に取り組んできている。加えて、土砂災害については、2007年に「砂防対策行動計画（2008-2018）」を策定し、土砂崩れ被害を最小限にするために必要な対策をまとめているものの、実施能力不足により対策が依然不十分な状況となっている。

かかる状況を踏まえ、砂防堰堤及び貯水池／貯砂池等を建設する「ナカラ市土壌侵食対策強化計画」（以下「本事業」という。）は、これら戦略や計画で定められた対策を具現化する取組みと位置付けられている。

- (2) 防災セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け（特に自由で開かれたインド太平洋（FOIP）等の主要外交政策との関連）

対モザンビーク共和国国別開発協力方針（2020 年 9 月）において、「天然資源・自然環境の持続可能な利用」を重点分野とし、自然災害に脆弱な同国への防災・復興支援を優先事項としている。また対モザンビーク共和国 JICA 国別分析ペーパー（2015 年 3 月）においても、「防災・気候変動プログラム」を重点プログラムに位置付けて

いる。加えて、JICA グローバルアジェンダ「防災・復興を通じた災害リスク削減」の中で掲げるクラスター事業戦略「大都市を中心とする資本集積地域への防災投資実現」及び「災害リスクの理解及びリスク管理のための防災推進体の体制確立」に基づいており、本事業はこれら方針、分析に合致する。さらに、同市はインド洋に面するナカラ港を有し、同港から内陸国を繋ぐナカラ回廊の要衝であり、同回廊の安定した物流及び産業発展を支えるという点から、本事業は FOIP における「経済繁栄の追求」にも資するものである。加えて、TICAD8 における取組として、我が国は防災分野において、アフリカ 10 か国で 1,500 名以上の人材育成、適応分野でのアフリカ地域における優良例の拡充、また G7 においても気候変動適応、気候災害リスク削減等を通じた気候変動に脆弱なグループの強靱性を強化するための支援を掲げており、その実現に貢献するものである。

（３）他の援助機関の対応

2018 年に米国国際開発庁（USAID）、2019 年に世界銀行、2021 年にオランダが、同市の土砂災害被害及び対策に関する調査を行っている。

（４）本事業を実施する意義

本事業は同国政府の政策並びに我が国及び JICA の協力量針に合致し、砂防堰堤及び調整池を建設し砂防施設を整備することで、土砂災害被害削減に資するものであり、SDGs ゴール 11（住み続けられるまちづくりを）及びゴール 13（気候変動に具体的な対策を）に貢献すると考えられることから、本事業実施を支援する意義は大きい。

3. 事業概要

（１）事業概要

①事業の目的

本事業はナカラ市内 2 地区（モコニ流域、トリアングロ流域）において、砂防施設を整備することにより、市街地や幹線道路、ナカラ港等の基礎インフラに与える土砂災害の被害軽減を図り、もって居住環境改善及び経済発展に寄与するもの。

②事業内容（協力準備調査で詳細を確認）

ア）施設、機材等の内容：

【施設】

ア）モコニ流域：砂防堰堤（堤長約 20m 以下）、貯水池兼貯砂池（約 24 千 m³）、護岸（10km 以下）等。トリアングロ流域：砂防堰堤（堤長約 20m 以下）、護岸（10km 以下）等。

イ）コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容：

詳細設計、入札補助、施工・調達監理、
運営・維持管理等に係る技術指導

ウ）調達・施工方法：建設資材について、一般的な資材は現地調達とし、現地調達が困難な一部の資材は日本調達とする。

③本事業の受益者（ターゲットグループ）：

直接受益者：モコニ・トリアングロ両流域近辺の土砂災害リスク地域に居住している約 49,300 人（モコニ流域約 26,700 人、トリアングロ流域 22,600 人）

間接受益者：ナカラ市内全体の住民（約 28 万人）

④他の JICA 事業との関係：

同市において有償資金協力「ナカラ港開発事業（I）（II）」を通じて、同港の施設改修（泊地浚渫、アクセス道路の建設、ヤードの舗装など）の支援や荷役効率改善に資する機材供与のための資金を提供した。また、有償資金協力「モンテプエスーリシंगा間道路事業」、「ナンプラークアンバ間道路改善」、「マンディンバーリシ

ンガ間道路改善事業」や無償資金協力「イレクアンバ間道路橋梁整備事業」を通して、ナカラ港から内陸を繋ぐ国道や橋梁（約 350km）の改良を行っている。本事業は、これらの施設の適切な活用および土砂災害のリスク削減を考慮した今後の同市開発に貢献しうるものである。

（２）事業実施体制

① 事業実施機関／実施体制：

実施機関：ナカラ市役所（Nacala Municipal Council）

監督組織：水衛生インフラ公社（Administration of Infrastructure of Water Supply and Sanitation: AIAS）（公共事業・住宅・水資源省（Ministry of Public Works, Housing and Water Resources: MOPHRH）傘下）及び土地環境省（Ministry of Land and Environment: MTA）

② 他機関との連携・役割分担：なし

③ 運営／維持管理体制：堆積する土砂の除去を含む維持管理は、ナカラ市役所が担う。一方、MOPHRH-AIAS は、本案件の適切な実施・維持管理の監督及び必要な支援（技術的知見、他機関とのコーディネーション等）をナカラ市役所に提供する。

（３）安全対策：調査において、事業を実施する際に予見される脅威とこれへの対策の検討に必要な情報を収集し、対策を検討する。

（４）環境社会配慮 カテゴリ分類 ☐A ☒B ☐C ☐FI

（５）横断的事項：IDPs 及び受入コミュニティが裨益するため、人道支援に資する。また、本事業は気候変動の影響によるとされる豪雨頻度の増加や大規模熱帯低気圧の発生に伴う土砂災害への対策であり、気候変動への適応に貢献する可能性がある。

（６）ジェンダー分類：【確認中】☒GI（ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件）
 ＜分類理由＞協力準備調査にて、災害による影響のジェンダーや多様性による違いを確認するほか、ジェンダー視点に立った施設設計や、運営・維持管理等に係る技術指導への女性職員の参画、建設工事への女性労働者の参画といった、ジェンダー 課題、対応する取組案及び指標案を策定・確認するため。

（７）その他特記事項：本事業で砂防堰堤等を整備した後、それら砂防施設が満砂となった場合は、土砂流下のインパクトは抑制できるが、土砂は流出する。よって、同市は排砂のための予算を継続確保する必要があり、ナカラ市役所及び港湾運営体等に対して、これらリスク及び持続的対応の重要性に関し適切な理解を促す必要がある点に留意。

４．事業効果

（１）定量的効果（協力準備調査で確認）

指標名		基準値 (2022 年実績 値)	目標値 (2030 年) 【事業完成 3 年後】
年最大浸水面積 (km ²)	モコニ流域	0.33	0.10
	トリアングロ流域	0.43	0.22
市内からの土砂流出量（モコニ及びトリアングロ地区からの土砂の合計） (m ³ /年)		10,000	< 1,500

（２）定性的効果

同市民の生活環境・公衆衛生・健康状態の改善、IDPs のホストコミュニティ安定化、同市及びナカラ回廊地域の経済活性化

５．過去の類似案件の教訓と本事業への適用

フィリピン共和国向け有償資金協力「ラオアグ川治水・砂防事業」の事後評価等（実施年度 2001 年度）では、事業完成後、実施機関は堆積物の除去対策をとっておらず、砂防ダムの堆積物収容可能年数が当初計画を下回っていた。実施機関は堆積物が発生しやすい地理条件にあることも踏まえて、堆積物の除去を含め維持管理に係る適正な計画の立案・予算の確保・実施体制の整備を図り、事業効果の持続性向上に努めることが重要との教訓を得ている。本事業は、上記教訓を生かし、ソフトコンポーネントとして実施機関の堆積物除去を含めた適切な維持管理実現に向けた技術支援を行う予定。

以 上

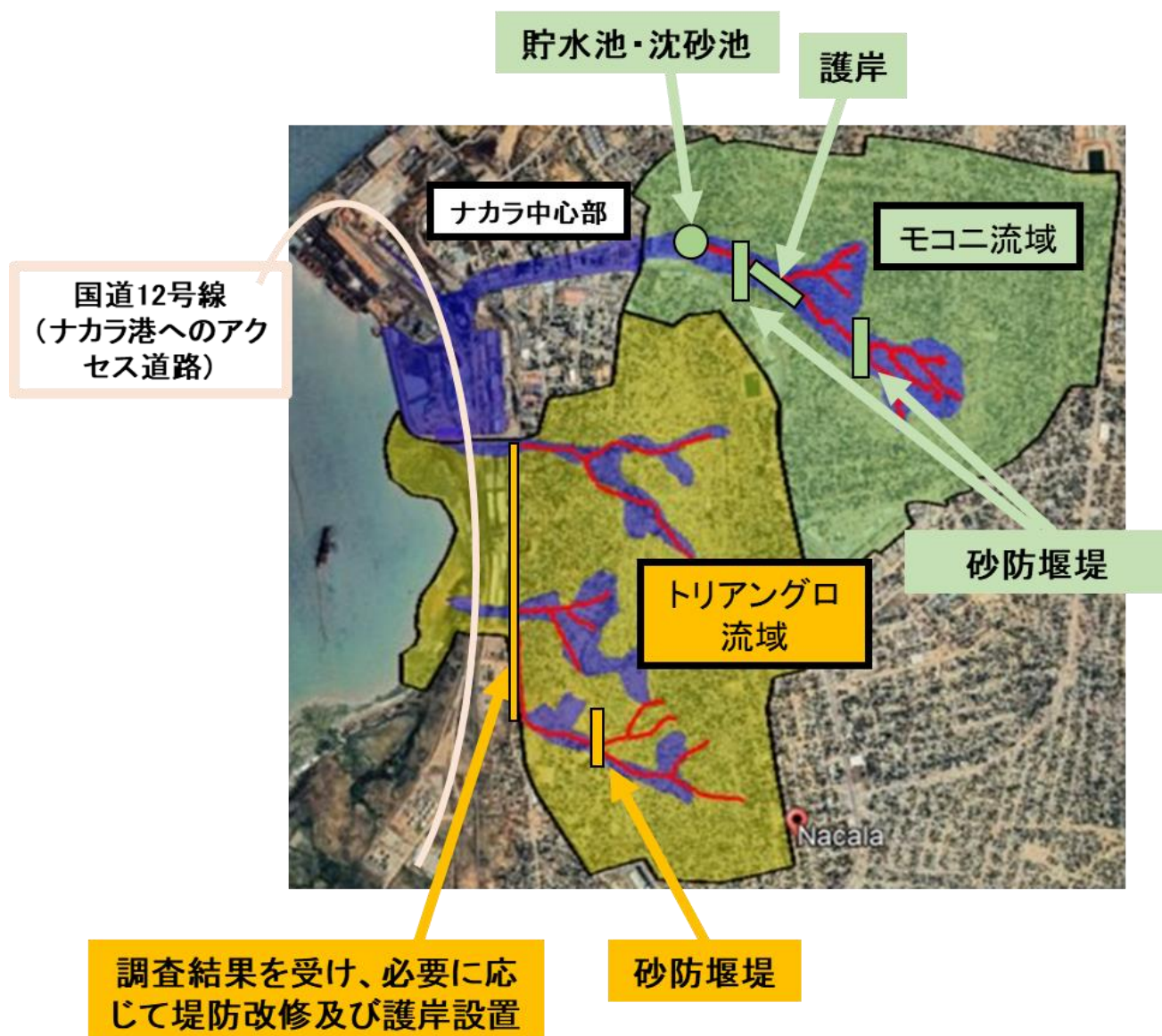
別紙資料 ナカラ市土壌侵食対策強化計画 環境社会配慮
別添資料 ナカラ市土壌侵食対策強化計画 地図

ナカラ市土壌侵食対策強化計画 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類：B
- ② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）上、セクター特性、事業特性および地域特性に鑑みて、環境への望ましくない影響が重大でないと判断されるため。
- ③ 環境許認可：本事業にかかる環境許認可の要否の確認が必要。協力準備調査で詳細を確認する。
- ④ 汚染対策：現時点で具体的な影響は特定されていないが、環境や社会への望ましくない影響とその回避・緩和策等については協力準備調査で詳細を確認する。
- ⑤ 自然環境面：現時点で具体的な影響は特定されていないが、環境や社会への望ましくない影響とその回避・緩和策等については協力準備調査で詳細を確認する。
- ⑥ 社会環境面：現時点で具体的な影響は特定されていないが、環境や社会への望ましくない影響とその回避・緩和策等については協力準備調査で詳細を確認する。
- ⑦ その他・モニタリング：具体的なモニタリング項目・手法等については協力準備調査で詳細を確認する。



ナカラ市土壌侵食対策強化計画 地図（２）



(ナカラ市内のモコニ流域及びトリアングロ流域位置図：縮尺1000分の1)

【凡例】

青色部分： 浸水エリア
赤 線： 土壌侵食部分

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：砂防、土砂流出に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4－3 の「要員計画」は不要です）。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式 4－4）

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・ 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：全途上国
- ② 語学能力：英語
- ③ 業務主任者等としての経験

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

2024年7月に第0次現地調査、2024年8月に第1次現地調査、2025年4月に第2次現地調査を行う想定です。また、契約履行期限末日までに協力準備調査報告書を含む成果品を作成・提出してください。

（2）業務量目途

1) 業務量の目途

約 28.23 人月

業務従事者構成の検討に当たっては、以下の専門性を持つ従事者を含めること。

- ・ 砂防施設計画
- ・ 砂防施設設計

2) 渡航回数の目途 全 13 回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（3）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 地形測量
- 地質調査
- 環境社会配慮調査

（4）配付資料／公開資料等

下記以外は、第2章第3条（2）参考資料のとおり。

1) 配付資料

- JICA 調査団出張時現場写真
- 2024 年 1 月雨季現地動画一式
- 内部照査について
- 照査チェックリスト（サンプル）
- カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2023 年 5 月）¹

2) 公開資料

- モザンビーク防災セクターに係る情報収集・確認調査（2012 年）
[12128872.pdf \(jica.go.jp\)](#)
- 南部アフリカ地域防災プロジェクト研究（2021 年 1 月～2022 年 3 月）
[openjicareport.jica.go.jp/pdf/12369351.pdf](#)

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（英語⇄葡語）	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

※ C/P との間に発生するコミュニケーション（協議時の言語、資料の言語、メールの言語等）含め、渡航国・地域で使用する言語は基本的に英語です。通訳（英語⇄葡語）は JICA 側で用意します。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023 年 10 月版）」を参照してください。

¹ 契約締結後に配布する

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合）は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

153,612,000円（税抜）

なお、定額計上分 48,800,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記 (3) 別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

定額計上した各経費について、上述(3)のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額(税抜き)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	地形測量	第2章第4条 (8)	30,000,000円	河川縦横断測量、航空測量費一式(航空機もしくはドローン)	現地再委託費
2	地質調査	第2章第4条 (8)	8,000,000円	ボーリング調査費一式	現地再委託費
3	環境社会 配慮調査	第2章第4条 (10)	10,000,000円	環境社会配慮調査費一式	現地再委託費
4	資料翻訳		800,000円	調査で使用する現地語等の資料に係る英文等への翻訳費。 ※報告書(成果品)の葡語翻訳は本定額計上で対応不可。必要な場合は本見積で計上ください。	一般業務費 (資料等翻訳費)

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(65)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	35	
(2) 作業計画等	30	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(25)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(25)	(10)
ア) 類似業務等の経験	12	5
イ) 業務主任者等としての経験	5	2
ウ) 語学力	5	2
エ) その他学位、資格等	3	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇</u>	(一)	(10)
ア) 類似業務の経験	—	5
イ) 業務主任者等としての経験	—	2
ウ) 語学力	—	2
エ) その他学位、資格等	—	1
3) 業務管理体制	(一)	(5)